

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第五十七号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「直ちに」を「直ちに、」に、「作成し、これを会計管理者又は委任出納員に提出しなければ」を「作成しなければ」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「委任出納員」を「収支等命令者」に、「第二項」を「前項」に、「が提出された」を「を作成した」に改め、同項を同条第三項とする。

第七十六条第一項を次のように改める。

資金を前渡された者は、領収書及び第六十二条に規定する必要な書類を添付した資金前渡精算書兼精算命令書を、当該資金に係る経費の支払完了後（出張して支払ったものにあつては、帰庁後）七日以内（やむを得ない理由により、当該期間内に提出することができないと収支等命令者が認めるときは、十四日以内）に収支等命令者に提出しなければならない。

第七十六条第二項本文中「資金前渡精算書兼精算命令書等が」を「資金前渡精算書兼精算命令書が」に、「当該資金前渡精算書兼精算命令書等」を「これ」に改め、「これを」を削り、同項ただし書中「資金前渡精算書兼精算命令書等」を「資金前渡精算書兼精算命令書」に改め、同条第四項中「資金前渡精算書兼精算命令書等」を「資金前渡精算書兼精算命令書」に改める。

第七十八条第一項中「第百六十二条第三号」の下に「及び前条第一号」を加える。

第百四十六条第四項中、「第一号」の下に「及び第二号」を加え、「もって第

一号」を「もって、それぞれ第一号又は第二号」に改める。

第百八十七条第四項を削る。

別表第一の11の項中

|  |  |                  |
|--|--|------------------|
|  |  |                  |
|  |  | 全額 4             |
|  |  | 1件の金額が10万円を超える経費 |

を

に改め、同表の20の項中

|  |  |      |
|--|--|------|
|  |  |      |
|  |  | 協議不要 |
|  |  | 協議不要 |

を

|  |  |                   |
|--|--|-------------------|
|  |  |                   |
|  |  | 全額 4              |
|  |  | 1件の金額が100万円を超える経費 |

に改め、同表の21の項中

|  |  |      |
|--|--|------|
|  |  |      |
|  |  | 協議不要 |
|  |  | 協議不要 |

|       |  |
|-------|--|
| 1億円未満 |  |
|-------|--|

を

|       |         |
|-------|---------|
| 1億円未満 | 100万円未満 |
|-------|---------|

ロ

|       |       |
|-------|-------|
| 1億円以上 | 1億円未満 |
|-------|-------|

を

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 1億円以上 | 100万円超<br>1億円未満 |
|-------|-----------------|

ロ

改め、同表の22の項中

|         |  |
|---------|--|
| 全額      |  |
| (1億円未満) |  |
| 全額      |  |
| 全額      |  |

を

|         |         |
|---------|---------|
| 全額      | 100万円未満 |
| (1億円未満) |         |
| 全額      | 100万円未満 |
| 全額      | 100万円未満 |

ロ及び「独立行政法

人日本スポーツ振興センター法」の次に「(平成14年法律第162号)」を挿入す

|    |
|----|
| 全額 |
| 全額 |
| 全額 |

」

を

|  |
|--|
| 1件の金額が100万円を超える経費（独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付に係る経費は、協議不要） |
| 1件の金額が100万円を超える経費  |
| 1件の金額が100万円を超える経費  |

」

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。